

6. 日本国外の学校を卒業した者の学歴について

技術検定の受検資格として必要な学歴の取り扱いについては、原則として、学校教育法に基づく日本国内の学校を対象としています。

日本国外の学校を卒業した者が、日本国内の学校を卒業した者と同様の条件で受検するためには、(1)の申請によりその学歴について、個々に審査を受け、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。(最終学歴の学科が指定学科に相当するかどうかとも同時に審査されます。)

受検を希望される方は、受検申込書類に次の「(1) 国外における学歴を有する者の技術検定受検資格認定申請に必要な書類」を添付し、本財団に提出してください。

(1) 国外における学歴を有する者の技術検定受検資格認定申請に必要な書類

- ① 技術検定受検資格認定申請書(国外学歴) … (様式1)
- ② 卒業証明書【和訳及び公証^(※)手続きが必要】
- ③ 成績証明書【和訳及び公証^(※)手続きが必要】
- ④ 成績証明書 … (様式2)
- ⑤ 履歴書 … (様式3)
- ⑥ 身分証明書(運転免許証のコピー、住民票等) … 日本国籍の場合のみ必要
- ⑦ 在留カードのコピー … 外国籍の場合のみ必要

上記のうち、様式1、2、3は、国土交通省ホームページより入手してください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000055.html

(国土交通省ホームページ内「技術検定制度」で検索してください)

注意

- 外国語の書類については、和訳及び公証^(※)手続きが必要です。
- 審査の過程で追加資料を求める場合があります。
- 審査には、1～3ヶ月程度かかります。技術検定の受検申込期間に間に合うよう、計画的に申請をしてください。直前の申請では受検が認められないことがあります。
- 2級の申請をされる方で、将来1級も受検予定の方は、まとめて申請することをお勧めします。

(※)公証について

国民の私的な法律紛争を未然に防ぎ、私的法律関係の明確化、安定化を図ることを目的として、証書の作成等の方法により一定の事項を公証人に証明させる制度です。

認定申請の際には、外国語の書類及びその和訳書類について、①署名又は記名押印の認証、②宣誓認証のいずれかの手続きが必要となります。公証手続きの詳細については、お近くの公証役場にお問い合わせください。

(参考:法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji30.html>)

(2) 受検申請書類に上記(1)の書類を同封して認定申請する場合

上記(1)の書類は、原則として国土交通省へ直接申請になりますが、受検申請書一式に同封した場合は、本財団から国土交通省へ転送いたします。

注 **すでに2級建築施工管理技術検定の受検資格を認定されている方は、再度、認定申請する必要はありません。国土交通大臣発行の認定書のコピーを受検申請書類に同封して提出してください。**

(3) 審査結果等について

- ・ 認定申請の審査結果は、国土交通大臣から申請者本人に通知されます(審査結果により受検できない場合もあります)。
- ・ 国土交通大臣の認定を受けてから、本財団から申請者本人へ受検票を送付します。
- ・ 建築以外の種目を受検する場合は、種目ごとに個別に申請してください。

(4) 国外における学歴を有する者の技術検定受検資格認定申請に関する問い合わせ先

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 技術検定係 TEL 03-5253-8111 (内線24744)